

令和3年度愛媛県介護ロボット導入支援事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により愛媛県（以下「県」という。）が作成した計画において、県が設置した地域医療介護総合確保基金の一部を活用して行う介護ロボット導入支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の目的)

第2条 新たな技術を活用した介護ロボットは市場化されて間もない状況にあるものが多く、また価額が高額であることなどを踏まえ、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減と働きやすい職場環境の整備を図り、もって介護従事者の確保に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第29項に規定する介護医療院、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。

2 この要綱において、「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。

3 この要綱において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

4 この要綱において、「介護ロボット」とは、次の（1）から（3）の全ての要件を満たすものをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

(2) 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

ア ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

（3）市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

5 この要綱において、「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」とは、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する次の（1）から（3）のいずれかの要件を満たすものをいう。

（1）Wi-Fi 環境の整備（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）

（2）職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）

（3）介護ロボット機器を用いて得られる情報の介護記録へのシステム連動（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

（補助対象者）

第4条 支援事業の補助対象者は、介護サービス事業者の指定又は認可を受けた県内に所在する事業所を運営又は開設する者とする。

（支援事業の実施要領）

第5条 介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行う事業者は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入等計画を作成する。

当該計画については、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器等、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とする。

また、第5項で定める補助率4分の3を適用する場合は、上記に加えて、「介護サービス事業者における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）を参考にしつつ、次の（1）から（3）の内容を記載すること。

（1）従前の介護職員等の人員体制

（2）介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制

(3) 利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組

なお、介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費いずれについても補助を受ける場合においては、計画は別に作成することとするが、1計画の中で、上記①から③の計画内容が明確に別に確認できる場合は、1計画に記載して差し支えない。

- 2 県は、補助対象者からの介護ロボット導入に係る補助金交付申請に基づき、介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する費用を補助するものとする。
- 3 支援事業の補助の対象は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護サービス事業者が第1項で定める介護ロボット導入等計画に基づき介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備をする経費とする。
- 4 導入する介護ロボットの選定にあたっては、次の事項を検討し、介護ロボット導入等計画に付記するものとする。
 - (1) 導入する介護ロボットは、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
 - (2) 介護ロボットの導入時には、介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。
 - (3) 介護ロボットの導入に際しては、介護サービス利用者等に対して介護ロボットを活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。
- 5 介護ロボットの導入に係る補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットとし、補助率は(1)及び(2)のいずれの要件も満たす事業所は4分の3、それ以外の事業所は2分の1とし、補助限度額は1機器につき移乗介護及び入浴支援は100万円以内、その他の機器は30万円以内とする。
 - (1) 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを導入し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること
 - (2) 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること
- 6 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る補助の対象は、見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境整備とし、補助率は前項に掲げる要件のいずれも満たす事業所は4分の3、それ以外の事業所は2分の1とし、補助限度額は1事業所につき750万円以内とする。
- 7 複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットについては、当該介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、同機種を複数購入する場合も第5項の上限額の範囲内で補助を行うものとする。
- 8 介護サービス事業者が一つの事業所において居宅サービスと介護予防サービス

の指定を両方受けている場合は1事業所とする。

- 9 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は1年分のリース又はレンタル料を限度とする。
- 10 補助金の交付決定を受け、介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備をした介護サービス事業者は、介護サービス事業所（要介護者の居宅を訪問して介護サービスを提供する場合は要介護者の居宅を含む。以下同じ。）において、当該介護ロボットを使用及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備をしたことによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、原則として3年間、県へ報告するものとする。

例) 介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容

また、補助率4分の3を適用する場合は、介護ロボット等を導入後の介護職員等の人員体制を報告するとともに、介護ロボット導入等計画時に立てた、見込みの人員体制と異なる場合はその理由を報告すること。なお、報告内容については、厚生労働省から調査があった場合には、県から報告するものとする。

- 11 県に提出した介護ロボット導入等計画及び介護ロボット使用状況報告書については、他の介護サービス事業者の参考として県のホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第6条 県は、補助事業の実施にあたって、相当と認める補助事業者へ補助を行うときには、補助申請及び補助決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定めて実施するものとする。

- 2 他の補助金等を受けて導入する機器については、本事業における補助の対象とはならない。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。